

## 子ども子育て支援新制度施行に向けて大和郡山市が条例等で定める基準について

本年4月30日付で国より子ども子育て新制度施行に向けて政省令が公布され、その基準を踏まえ、市町村が以下の基準を条例等で整備することとされている。

### ○市が条例等で定める基準

#### 1 家庭的保育事業等(地域型保育事業)の設備及び運営に関する基準

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法に基づく市の認可事業(地域型保育事業)として新たに位置づけられることになりました。これに伴い、大和郡山市においては「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を定めることとなります。子ども子育て支援新制度における家庭的保育事業等は原則として満3才未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分されます。

事業名	概要
家庭的保育事業	保育者の居宅、その他のスペースで行う少人数対象の保育事業。定員:5人以下
小規模保育事業	定員6人～19人までの小規模な保育施設で行う保育事業。職員の配置基準等に応じて、以下の3類型に区分。 ・小規模保育事業A型(定員6人以上19人以下) ・小規模保育事業B型(定員6人以上19人以下) ・小規模保育事業C型(定員6人以上10人以下)
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする利用者の居宅等において、1対1を基本とする保育事業。
事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と子育ての両立を支援するために実施する保育事業。地域において保育を必要とする利用者にも保育を提供

## 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付を行うこととなります。認可を受けた教育、保育施設、地域型保育事業者に対して、その申請に基づき各施設・事業の類型に従い、給付の対象となることを確認し、給付費を支払うことになり、給付の実施主体である大和郡山市が「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を定めることとなります。確認を受ける施設は以下のとおりとなります。

事業名	概要
認定こども園	利用定員20人以上。区分は1号、2号、3号認定。
保育所	利用定員20人以上。区分は2号、3号認定。
幼稚園	区分は1号認定。
家庭的保育事業	利用定員1人以上5人以下。区分は3号認定。
小規模保育事業	利用定員6人以上19人以下(C型のみ10人以下)。区分は3号認定。
居宅訪問型保育事業	利用定員1人。区分は3号認定。
事業所内保育事業	区分は従業員の子ども及び3号認定。

### 3 放課後児童健全育成事業基準

子ども子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営について、国で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされ、対象児童の規定等が盛り込まれました。大和郡山市では「放課後児童健全育成事業基準」を定めることとなります。国が示す基準は以下のとおりです。

項目	国の示す基準
職員(従事する者)	資格:児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者)であり、都道府県の研修を受講した者。(現在従事している職員に経過措置あり。)
指導員数	①1クラスにつき職員を2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とす ②小規模クラブの職員の員数については2人以上を原則とする。併設施設の職員が兼務可能な場合は1人でも可とする。ただし、専任の職員は有資格者とする。
児童の集団の規模	①1つの集団の規模は、おおむね40人までとする。 ②おおむね40人を超えるクラブについては、児童を複数の集団に分けて対応するように努める。 ③児童数は毎日利用する児童に、週のうち何日か一時的に利用する児童の平均人数を加えた数で捉える。
施設・設備	①専用室、専用スペースを設ける。 ②専用室、専用スペースの面積は、児童1人あたりおおむね1.65㎡/人以上とする。 ③静養スペースを設ける。
開所日数	年間250日以上を原則とする。
開所時間	平日3時間以上、休日8時間以上を原則とする。

#### 4 保育の実施に関する条例の改正

子ども子育て新制度において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で保護者が利用したい教育・保育施設に申し込みを行う仕組みとなります。市町村は現行の「保育に欠ける要件」を定めている条例を改正することとなり、大和郡山市では「大和郡山市保育の実施に関する条例」の改正を行います。現行との比較は以下の通りです。

現行の「保育に欠ける」事由 児童福祉法施行令第27条
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①昼間労働することを常態としていること(就労)</li><li>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)</li><li>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)</li><li>④同居の親族を常時介護していること(同居親族の介護)</li><li>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)</li><li>⑥前各号に類する状態にあること。(その他)</li></ul>

新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①就労<ul style="list-style-type: none"><li>・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)</li><li>・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。</li></ul></li><li>②妊娠、出産</li><li>③保護者の疾病、障害</li><li>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護<ul style="list-style-type: none"><li>・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</li></ul></li><li>⑤災害復旧</li><li>⑥求職活動</li><li>⑦就学<ul style="list-style-type: none"><li>・職業訓練校等における職業訓練を含む</li></ul></li><li>⑧虐待やDVのおそれがあること</li><li>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</li><li>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</li></ul>